

ACUITY **LAW**

AI INSIGHTS

SEPTEMBER AND OCTOBER 2023
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ、Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan および Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャリング
- エンタウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトもしくは al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

「AL INSIGHTS」は、Acuity Law が 2023 年 9 月と 10 月に作成した法律・規制トピックに関する記事をまとめたものです。各記事の詳細については、リンクをクリックしてご覧ください。

A. 会社法 (CORPORATE)

1. 2023 年 LODR (第二次改正) 規則 (LODR (Second Amendment) Regulations 2023)

インド証券取引委員会(SEBI)は、2023 年 7 月 14 日、2015 年上場義務開示規則(LODR 規則)の改正を行いました。改正には、主要メディアで報道された噂を確認または否定する上場会社の義務、5 年ごとの取締役職の株主承認、上場企業に影響を与える拘束力のある契約の開示、株主に付与された特別権利の定期的な見直し、資産の異動の特別決議の義務付け、コンプライアンス・オフィサーの空席を 3 ヶ月以内に補充すること、主要管理職の空席を 3 ヶ月以内に補充すること等が含まれています。当該改正の趣旨は、上場会社におけるスチュワードシップと透明性の基準を強化することにあります。

[Read More](#)

2. 投資家保護基金および投資家サービス基金に関する SEBI ガイドライン (SEBI Guidelines For Investor Protection Funds And Investor Services Funds)

インド証券取引委員会 (SEBI) は、2023 年 6 月 29 日、証券取引所および預託機関が維持する投資家保護基金 (IPF) および投資家サービス基金 (ISF) に関する包括的なガイドラインを発行しました。ガイドラインは、IPF の設立と管理、IPF への拠出、その活用についてカバーしています。証券取引所と預託機関は、上場手数料、保証金の利子、違約金を拠出して IPF を設立することが義務付けられます。IPF は、デフォルトに陥った取引参加者の顧客の投資請求に対応し、影響を受けた投資家を救済します。ガイドラインでは、投資家教育プログラムのための ISF も導入しています。これらの趣旨は、投資家保護、金融リテラシー、市場の安定性を高めることにあります。

[Read More](#)

B. 紛争 (DISPUTES)

1. 企業倒産処理プロセスの改正 (Amendments to Corporate Insolvency Resolution Process)

インド倒産処理委員会 (Insolvency and Bankruptcy Board of India: IBBI) は、様々なクラスの債権者のニーズを考慮しつつ、倒産処理プロセスを強固で透明性の高い効率的なものにすることを目的として、2023 年インド倒産処理委員会 (Insolvency and Bankruptcy Board of India: Insolvency Resolution Process for Corporate Persons) (第二次修正)

規則を導入しました。本改正による重要な変更点として、債権届出期限の延長、委任代理人の役割強化（特に住宅購入者）、企業債務者の監査を認める規定等が挙げられます。

[Read More](#)

2. 仲裁人の一方的任命： 法的難問（Unilateral Appointment of Arbitrator: A Legal Quandry）

カルカッタ高等裁判所は、Mcleod Russel India Ltd. v. Aditya Birla Finance Ltd.において、仲裁人の一方的任命を支持しつつ、当事者が書面で合意した場合には、一方的任命の禁止は適用されないとししました。当該判決は、最高裁判所の判決を含め、判例の軌跡から逸脱したものと見られます。一方的な仲裁人任命がすべて本質的に無効であるわけではなく、一方的任命の無効性（仲裁法第 7 条別表に起因する）を克服するための「書面による合意」は、当事者が提出した書面弁論から推測することができる、としています。

[Read More](#)

3. 銀行部門における企業後継者の刑事責任： 最高裁による法律の明確化（Corporate Successor's Criminal Liability in Banking Sector: Supreme Court Clarifies the Law.）

最高裁判所は、Religare Finvest Ltd. v. State of NCT of Delhi において、合併における譲受銀行の（合併前の）譲受銀行の職員による法人犯罪行為に対する責任についての見解を明らかにしました。Religare Finvest 社は、譲受銀行（Laxmi Vilas 銀行）に対して刑事告訴を行い、譲受銀行が責任を負うべきであると主張しましたが、最高裁判所は、合併前の行為に関しては合併後に刑事責任を譲受会社に転嫁することはできない、との判決を下しました。

[Read More](#)

4. 未登録売買契約の証拠性（Unregistered Agreement to Sell Admissible in Evidence.）

最高裁判所は、R. Hemlatha v. Kashthuri において、特定履行を求める訴訟における未登記契約の証拠能力について、判決を下しました。本判決は、登記法における強制的な登記要件にかかわらず、未登記の売買契約は特定履行請求訴訟において証拠として認められるとしたものです。同裁判所は、1908 年登記法第 49 条但し書きの重要性を強調し、特定履行のために未登記の文書を認めることを認めました。

[Read More](#)

5. 比較広告：誇大広告と名誉毀損の回避のバランス (Comparative Advertising: Balancing Puffery and Avoiding Disparagement.)

デリー高等裁判所は、Reckitt Benckiser (India) Pvt. Ltd. & Anr. v. Wipro Enterprises (P) Ltd. (Dettol-Santoor Case) において、「比較広告：誇大広告と名誉毀損の回避のバランス」と題する判決を下しました。広告は、製品を比較することはできるがライバルの製品の名誉を毀損することはできない、としています。争点は、Dettol の製品に似た製品の名誉を毀損したとされる Santoor の広告が誹謗中傷にあたるかどうか、でした。

[Read More](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in